

苫小牧市立啓北中学校「学校いじめ防止基本方針」(H30.4.1 改定)

1. はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及びいじめ事案への対処が重要である。

また、こうした取組を進めるにあたっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

こうしたことから本校は、国・北海道・苫小牧市のいじめ防止基本方針を参酌し、自校におけるいじめ防止等の取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・いじめ事案の対処に取り組む。

2. いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) 生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (3) 生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (4) 生徒一人一人の実態の把握に努める施策を講じる。
- (5) 保護者や地域に対して、いじめの未然防止に関する啓発を行い、地域と一体となった取組を推進する。

3. いじめの防止に関する組織

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭
その他必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー

②活動

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (イ) いじめの防止に関すること。
- (ウ) 認知したいじめの事案に関すること。
- (エ) いじめの問題に係る生徒理解に関すること。

③開催

- (ア) 月1回を定例会とする。
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

4. いじめの未然防止・早期発見・いじめ事案の対処のための具体的な取組

- (1) 豊かな心と感性を育む教育や人権教育、情報モラル教育を推進する。
- (2) 生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。
- (3) 学校いじめ基本方針の内容を必ず入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、年度途中の転入等の場合も、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。
- (4) 定期的にいじめの実態を把握し、適切に対応する。
 - ① 年間を通して定期的にいじめに関するアンケート調査、個人面談等を実施する。なお、アンケート調査の取り扱いについては、平成28年4月26日付け苦教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査の調査票等の保管について」に基づき保管する。
 - ② いじめの疑いがあると判断される事例も含めてその状況を的確に把握する。
 - ③ 学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておく。
- (5) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組実施状況を学校の年間計画に位置付けて評価し、取組の改善を図る。
- (7) いじめを行った側の生徒に対する指導については、保護者と連携を図るとともに全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- (8) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- (9) いじめ防止のための措置
「発達障害を含む障害のある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「被災生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (10) 本校のいじめの実態や対応方針等について、保護者会、学校便り及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、PTAによるいじめの問題の学習会を開催するなどして、学校と保護者・地域が一体となったいじめの防止に向けた取組を推進する。
- (11) いじめの防止について、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルを学校基本方針に盛り込み、組織的に点検し、必要に応じて見直しを図る。
- (12) 重大事案が発生した場合は、直ちに苦小牧市教育委員会に報告する。